

世田谷区地域防災計画〔令和3年修正〕の素案について

1 主旨

国では、「災害救助法」等の災害関連法令等の改正に伴い、平成30年6月に「防災基本計画」を修正した。

東京都では、令和元年7月に震災対策を取り巻く最新の動向を踏まえた取組みを反映した「東京都地域防災計画（震災編）」を修正した。

区では、国や東京都の修正計画を踏まえるとともに、昨年の台風第19号の「風水害対策総点検を踏まえた取組み」について計画に反映し、世田谷区地域防災計画（令和3年修正）素案をまとめたので報告する。

2 修正計画のポイント（重点項目）

（1）風水害対策の強化

風水害時における情報提供のあり方や避難所への誘導・運営体制、職員の配置・態勢、備蓄等について強化を図る。

（2）区の受援、応援体制の充実強化

災害時、円滑に支援を受け入れるための連絡調整体制や、被災自治体への応援に係る調整体制を明確化する等体制の充実・強化を図る

（3）災害対策本部機能の強化

災害時に災害対策本部が設置される本庁舎において、その機能が十分に発揮されるよう、耐震安全性や庁舎維持機能など災害対策機能の強化を図る。

（4）自助の推進

区民一人ひとりの防災の取組みの重要性や、具体的な対策に向けた備え等について周知・啓発を進める。

（5）多様性に配慮した女性の視点

多様性に配慮した女性の視点からの災害対策について、地域への普及・啓発を進めるとともに、その担い手となる女性防災コーディネーターの育成を進める。

3 修正計画素案

別紙1「世田谷区地域防災計画（令和3年修正）素案まとめ」のとおり。

別紙2「素案まとめにおける修正のポイントの計画への反映先一覧」

「世田谷区地域防災計画（令和3年修正）素案」（近日中にホームページへ掲載予定。）

4 その他

新型コロナウイルス等感染症対策については、計画（案）に反映させる。

5 今後のスケジュール（予定）

令和2年	7月	世田谷区防災会議（素案審議）
	8月～9月	パブリックコメント
	11月	政策会議（修正計画案報告）
	12月	災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会（修正計画案報告）
令和3年	1月	世田谷区防災会議（修正計画案審議）
	2月	災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会（修正計画報告）
	3月	世田谷区地域防災計画（令和3年修正）策定・公表

世田谷区地域防災計画 [令和3年修正] (素案まとめ)

前回修正（平成29年1月）以降の災害対策関係法令・計画等の改定や近年の実災害の教訓等の背景を踏まえ、世田谷区地域防災計画の修正（素案）を取りまとめたので報告する。

1. 修正の背景

国は、「災害救助法」等の災害関連法令等の改正に伴い、平成30年6月に「防災基本計画」を修正した。また、全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、平成29年6月に水防法等を改正したことに加えて、平成30年7月豪雨の教訓を踏まえ、住民主体の防災対策に転換する方向性を示すとともに、平成31年3月に「避難勧告等に関するガイドライン」を改定した。

区内においても近年風水害（令和元年台風第19号等）が頻発し、これまでの対応における課題を整理し、今後の対策の検討が急務となった。

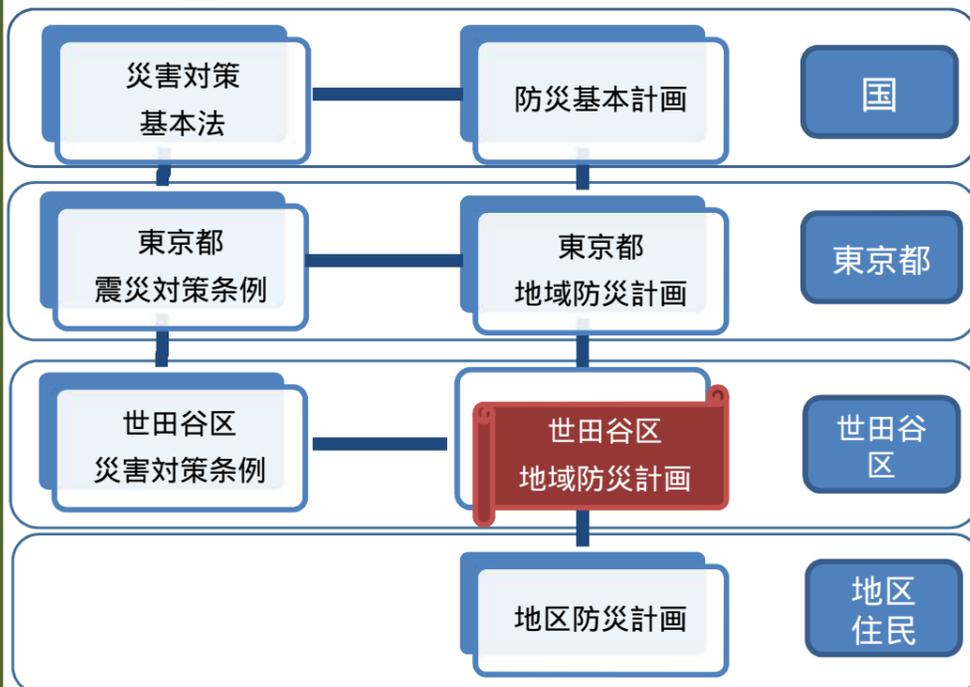
平成30年1月に「東京都災害時受援応援計画」が策定され、全国の自治体や関係機関等からの応援の円滑な受け入れ、区市町村と連携して早期の被災地支援につなげていくための手順や具体的ルール等が明確にされた。

「東京都地域防災計画（震災編）」が令和元年7月に修正され、震災対策を取り巻く最新の動向を踏まえた取組みが反映された。

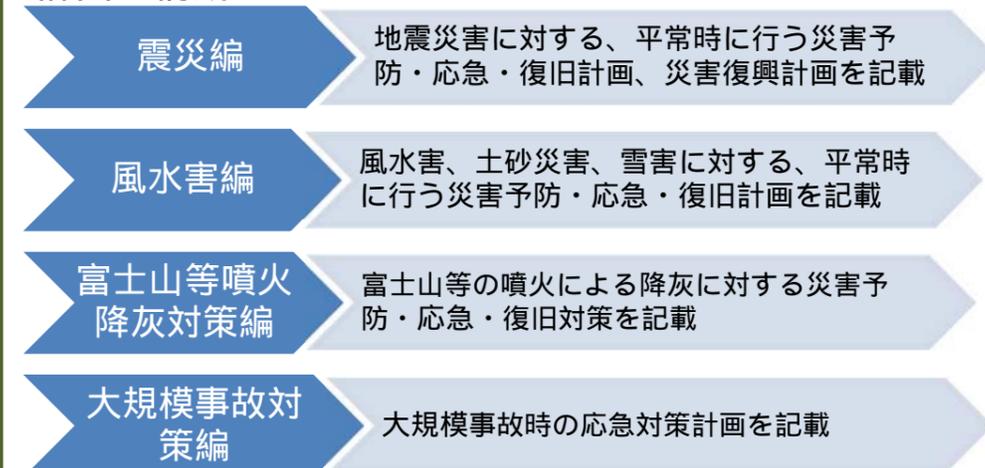
近年発生した地震や風水害における大規模停電等の事象を踏まえ、家庭や公共施設における非常用電源の必要性が再認識された。

2. 計画の概要

計画の位置づけ



計画の構成



3. 修正のポイント(重点項目)

- 風水害対策の強化**
 風水害時における情報提供のあり方や避難所への誘導・運営体制、職員の配置・態勢、備蓄等について強化を図る。
 新型コロナ対策を検討中
- 区の受援・応援体制の充実強化**
 災害時、円滑に支援を受け入れるための連絡調整体制や、被災自治体への応援に係る調整体制を明確化する等体制の充実・強化を図る。
 新型コロナ対策を検討中
- 災害対策本部機能の強化**
 災害時に災害対策本部が設置される本庁舎において、その機能が十分に発揮されるよう、耐震安全性や庁舎維持機能など災害対策機能の強化を図る。
- 自助の推進**
 区民一人ひとりの防災の取組みの重要性や、具体的な対策に向けた備え等について周知・啓発を進める。 新型コロナ対策を検討中
- 多様性に配慮した女性の視点**
 多様性に配慮した女性の視点からの災害対策について、地域への普及・啓発を進めるとともに、その担い手となる女性防災コーディネーターの育成を進める。

4. 修正項目

- 防災情報に警戒レベルの導入
 ○風水害対応のタイムラインの作成
 風水害時の避難所の拡充
 ○洪水ハザードマップの改定
 防災無線電話応答サービスの拡充
 大容量ポータブル蓄電池の配備
- 受援・応援に係る庁内調整体制の強化
 ○災害時ボランティア等連絡会の設置
- 新庁舎における耐震安全性の強化
 非常用電源の拡充など災害時の庁舎機能の確保
 災害対策本部機能の集約
 新たな防災情報システムの導入
- 区民への在宅避難、縁故避難の推奨
 ○マイタイムラインの活用促進
 蓄電池導入経費助成制度の新設
- 女性防災コーディネーターの育成・支援
 ○多様性に配慮した女性の視点を反映した「世田谷版HUG()」を活用した啓発の促進
 静岡県が作成した避難所運営の模擬ゲーム

計画（素案）まとめにおける修正のポイントの地域防災計画への反映先一覧

別紙2

修正のポイント	修正項目	修正内容	計画（素案）への反映先
風水害対策の強化	防災情報に警戒レベルの導入	平成31年3月の避難勧告等に関するガイドラインの改定により、災害発生のおそれの高まりに応じて、居住者等がとるべき行動を5段階に分け、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」との対応を明確にした。	風水害編第3部第6章第2節
	風水害対応タイムラインの作成	災害対策本部体制のもと、全庁をあげて万全を期した対応がとれるよう、台風の接近前から復旧・復興に至るまでの行動を時間軸に沿ってまとめたタイムラインを災対各部ごとに作成し、被害の最小化を図る。	風水害編第3部第1章 前文
	風水害時の避難所の拡充	令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）と同規模以上の台風が接近し、鉄道などの運休計画が示唆され、災害対策本部が設置される状況下において、多摩川の洪水に関する避難情報「避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）」を早めに発令し、早めに避難する方を受け入れるため、2段階に分けて避難所を開設する。台風接近・通過前日まで（24時間前まで）に開設する避難所を水害時避難所（第1次）として、台風接近・通過当日（暴風雨前）を水害時避難所（第2次）として開設する。	風水害編第3部第6章第4節
	洪水ハザードマップの改定	令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）の影響や都の浸水予想区域図改定をうけ、「世田谷区洪水ハザードマップ（多摩川版・全区版）」を改訂し、区民への日頃からの周知啓発を図る。	風水害編第2部第1章第4節 2
	防災無線電話応答サービスの拡充	防災無線の放送内容が聞き取れなかった時、専用電話番号に電話すると、自動録音された放送内容（24時間以内に放送された内容のみ）を聞くことができるサービス拡充を図る。 ※一度に大量の電話アクセスに対応するため、回線の増加を実施していく。	震災編第2部第6章第5節第1 2
	大容量ポータブル蓄電池の配備	避難が長期化した場合の携帯電話への充電手段を確保するため、避難所や帰宅困難者支援施設に大容量ポータブル蓄電池を配備するとともに、具体的な運用方法を検討する。	震災編第2部第9章第3節 2
区の受援・応援体制の充実強化	受援・応援に係る庁内調整体制の強化	都が作成した受援応援計画や区市町村向けガイドラインを踏まえた自治体への応援要請や支援を受け止める庁内の総合窓口設置や各所管の役割、具体的手順等について、関係所管と検討した内容を反映する。	震災編第2部第5章第5節第2
	災害時ボランティア等連絡会の設置	災害時に世田谷ボランティア協会、社会福祉協議会、NPO団体との情報共有の場を設けるために「災害時ボランティア等連絡会」を設置する。	震災編第2部第2章第5節第2

計画（素案）まとめにおける修正のポイントの地域防災計画への反映先一覧

別紙2

修正のポイント	修正項目	修正内容	計画（素案）への反映先
災害対策本部機能の強化	新庁舎における耐震安全性の強化	本庁舎整備に合わせて、新庁舎は免震構造とする。	震災編第2部第5章第5節第1
	非常用電源の拡充など災害時の庁舎機能の確保	本庁舎整備に合わせて、受変電設備を棟ごとに高圧電力による本線・予備電源の2回線受電をできるようにし、非常用発電機は7日以上稼働できるよう燃料の備蓄をするなど災害発生時からインフラ復旧まで庁舎機能を維持できるよう配備していく。	
	災害対策本部機能の集約	本庁舎整備に合わせて、新庁舎の災害対策本部長室、災害対策本部会議室、オペレーションルーム、無線室等の災害対策本部機能を東棟3階に集約する。	
	新たな防災情報システムの導入	災害発生直後の被災状況など、区本部及び防災関係機関等の応急対策活動に必要な情報、区民及び防災区民組織等への避難情報の提供等、災害情報の収集・伝達を支援するための防災情報システムを整備する。	
自助の推進	区民への在宅避難、縁故避難の推奨	避難所生活を回避するため、「在宅避難」を推奨していくとともに、その準備についての普及啓発を行っていく、また在宅避難が困難な場合の縁故避難の考え方も合わせて啓発していく。	震災編第2部第2章第3節第1
	マイタイムラインの活用促進	都が作成するマイタイムラインシートを活用し、区民一人ひとりが適切な避難行動がとれるように促していく。	風水害編第2部第3章第1節
	蓄電池導入経費助成制度の新設	災害時や停電時に非常用電源として活用可能な家庭用蓄電池の導入経費の一部を補助する事業において周知を行う。	震災編第2部第2章第3節1
多様性に配慮した女性の視点	女性防災コーディネーターの育成・支援	女性防災コーディネーターが地域で活躍できるよう、被災事例等を学ぶ機会や地域への啓発の機械を確保するなどの適切なフォローを行う。	震災編第2部第2章第5節第1 7
	多様性に配慮した女性の視点を反映した「世田谷版HUG」を活用した啓発の推進	避難所運営組織や地域の防災組織等を対象に、「世田谷版HUG」を活用した研修を女性防災コーディネーターと共同して実施し、地域への普及・啓発を進めていく。	震災編第2部第2章第5節第1 7